

学校の運動部活動に係る活動方針

船橋市立

高根東小学校

校長名

清水 礼子

◆教育目標

よりよい未来を構成し、幸せな人生を創造する児童の育成 自立・協働・貢献

◆部活動の基本方針

1. 設置クラブ

クラブ	対象児童	主な活動内容	主な活動場所
ミニバスケットボール部	3年生以上の女子児童	ミニバスケットボール	体育館

2. 基本的な考え方

- (1) 指導者は高根東小学校職員とする（校長の承認を経て委託された指導者は可）
- (2) 高根東小学校の正課時外（8:15～下校指導終了時）及び平日のみ活動する。
- (3) 活動時間は必ず指導者（本校職員）がつく。自主練習は指導者が在校しすぐトラブルに対処できる状態でのみ行う。
- (4) 指導者は各月の活動計画を作成し、校長に報告し、掲示などで全職員に明示すると共に保護者にも通知する。
- (5) 活動中事故が発生した場合は、すぐに活動を中止し事故の対処にあたる。病院の搬送などの必要が生じた場合、指導者がそれにあたる。
- (6) 課外クラブの活動と学校・学年・学級の活動が重複する際は、学校・学年・学級を優先する。

3. 会計

- (1) 平日のみの活動になるので、部費の徴収は行わない。

4. 対外活動

- (1) 平日のみの活動になるので、対外活動は行わない。

5. その他

- (1) 活動時間に関しては「船橋市運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に準ずる。
- (2) 課外クラブ部員が各学級・学年内で特定の集団を形成しないように指導する。
- (3) 活動状況・出欠状況で気になる児童については、担任と十分に連絡をとり指導にあたる。
- (4) 職員会議日は原則として午後の練習を持たない。